

# 山口県報

平成18年  
1月31日  
(火曜日)

## 目次

|   |   |
|---|---|
| 告示  | 一 |
| 土地改良事業施行の同意（農村整備課）                                | 一 |
| 漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正（水産課） | 一 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）                     | 二 |
| 公告  | 三 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（三件）（県民生活課）                     | 三 |
| 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）                  | 三 |
| 土地改良事業施行協議に係る決定（農村整備課）                            | 三 |
| 県営嘉年中区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定（農村整備課）                 | 四 |
| 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）                              | 四 |



### 山口県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十八年一月三十一日

|      |       |      |       |       |        |       |       |
|------|-------|------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 市町村名 | 宇部市   | 施行地区 | 迫の田地区 | 事業の種類 | ため池の整備 | 山口県知事 | 二井 関成 |
| "    | 屋八田地区 | "    | "     | "     | "      | "     | "     |
| "    | "     | "    | "     | "     | "      | "     | "     |
| "    | "     | "    | "     | "     | "      | "     | "     |
| "    | "     | "    | "     | "     | "      | "     | "     |

### 山口県告示第四十八号

漁業災害補償法第百五条第一項第一号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

表中

「室津区域 (室津漁業協同組合の地区)」を「豊浦室津区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関市豊浦町大字室津下の地域)」に、「柳井市漁業協同組合」を「山口県漁業協同組合」に、「柳井市阿月及び伊保庄を除く」を「柳井市(阿月区域、伊保庄区域、平郡区域及び大畠区域の地域を除く。)」の「」に改める。

山口県告示第四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第五百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

江の浦町三丁目(3)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
 二 区域の範囲  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 名   | 町 名               | 地 番    | 標 柱 番 号 |
|-------|-------------------|--------|---------|
| 下 関 市 | 彦 島 江 の 浦 町 三 丁 目 | 八の二〇   | 一号      |
| "     | "                 | 八の二三   | 二号      |
| "     | "                 | 八の三一   | 三号      |
| "     | "                 | 八の三二   | 四号      |
| "     | "                 | 八の三三   | 五号      |
| "     | "                 | 八の三七   | 六号      |
| "     | "                 | 八の三七   | 七号      |
| "     | "                 | 一一三〇の一 | 八号      |
| "     | "                 | 八の二四   | 九号      |
| "     | "                 | 八の二三   | 十号      |
| "     | "                 | 八の二二   | 十一号     |
| "     | "                 | 八の二一   | 十二号     |
| "     | "                 | 八の二〇   | 十三号     |

(六七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年三月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 やまぐち子育て宇部

代表者の氏名 児玉 正悟

主たる事務所の所在地 宇部市則貞二丁目七番四七号

三 定款に記載された目的

子育て中の保護者に対して、育児不安を解消するために、多数の親子が一緒に楽しく遊べる場の提供、ファミリーサポートとしての託児サービス及び育児相談会の実施並びに学童保育の支援を行うことで社会の安定と子どもの健全育成に取り組むとともに、小さい子どもと地域のお年寄りとの交流活動、たくさんのお年寄りが楽しく集える場の提供、生涯教育につながる日本伝統文化工芸の伝承、地域のお年寄りへのいたわりの介護等を行い、もって広く公益の増進に寄与すること。

(六八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年三月

二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 やまぐち子育て

代表者の氏名 片山 耕修

主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷九〇六番地五

三 定款に記載された目的

子育て中の保護者に対して、育児不安を解消するために、多数の親子が一緒に楽しく遊べる場の提供、ファミリーサポートとしての託児サービス及び育児相談会の実施並びに学童保育の支援を行うことで社会の安定と子どもの健全育成に取り組むとともに、小さい子どもと地域のお年寄りとの交流活動、たくさんのお年寄りが楽しく集える場の提供、生涯教育につながる日本伝統文化工芸の伝承、地域のお年寄りへのいたわりの介護等を行い、もって広く公益の増進に寄与すること。

(六九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年三月

二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 やまぐち子育て長門

代表者の氏名 吉岡 光雄

主たる事務所の所在地 長門市仙崎一八二〇番地二

三 定款に記載された目的

子育て中の保護者に対して、育児不安を解消するために、多数の親子が一緒に楽しく遊べる場の提供、ファミリーサポートとしての託児サービス及び育児相談会の実施並びに学童保育の支援を行うことで社会の安定と子どもの健全育成に取り組むとともに、小さい子どもと地域のお年寄りとの交流活動、たくさんのお年寄りが楽しく集える場の提供、生涯教育につながる日本伝統文化工芸の伝承、地域のお年寄りへのいたわりの介護等を行い、もって広く公益の増進に寄与すること。

(七〇) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年九月二十日山口県公告(五一一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年一月三十一日から同年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ大内店

所在地 山口市大内長野五八一

二 意見の概要

特に配慮を求めらるる事項はない。

(七一) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八十八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八十八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容  
市町村名 施行地区  
長門市 鐔見地区  
事業の種類  
ため池の整備
- 二 縦覧の期間  
平成十八年二月一日から同月二十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林部農村整備課

(七二) 県営嘉年中地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営嘉年中地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

| 土地の所在地              | 地目 | 地積<br>(平方メートル) |
|---------------------|----|----------------|
| 阿武郡阿東町大字嘉年上字埵ノ浴二九八四 | 畑  | 二八〇            |
| 〃 〃 〃 二九九七          | 〃  | 一七八            |

(七三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
美祢郡秋芳町大字秋吉字穴田及び字屋祢添
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
新潟市清水四五〇一番地の一  
株式会社コメリ

平成十八年一月三十一日印刷  
平成十八年一月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)